年　月　日

発信者への意見照会用

**【注】発信者に示してほしくない情報は請求者にて必ずマスキング**

**や削除等を行ってください。**

株式会社ＱＴｎｅｔ　御中

［権利を侵害されたと主張する者］（注1）

住所

氏名　　　　　　　　　　　印

**発信者情報開示請求書**

　貴社が管理する特定電気通信設備に掲載された下記の情報の流通により、私の権利が侵害されたので、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法。以下「法」といいます）第4条第1項に基づき、貴社が保有する、下記記載の、侵害情報の発信者の特定に資する情報（以下「発信者情報」といいます）を開示下さるよう、請求します。

　なお、万一、本請求書の記載事項（添付・追加資料を含みます）に虚偽の事実が含まれており、その結果貴社が発信者情報を開示された加入者等から苦情又は損害賠償請求等を受けた場合には、私が責任をもって対処いたします。

**記**

|  |  |
| --- | --- |
| 貴社が管理する特定電気通信設備等 | （注2） |
| 掲載された情報 |  |
| 侵害情報等 | 侵害された権利 |  |
| 権利が明らかに侵害されたとする理由（注3） |  |
| 発信者情報の開示を受けるべき正当理由（複数選択可）（注4） | 1. 損害賠償請求権の行使のために必要であるため
2. 謝罪広告等の名誉回復措置の要請のために必要であるため
3. 差止請求権の行使のために必要であるため
4. 発信者に対する削除要請のために必要であるため
5. その他（具体的にご記入ください）
 |
|  | 開示を請求する発信者情報（複数選択可） | 1. 発信者の氏名又は名称
2. 発信者の住所
3. 発信者の電話番号
4. 発信者の電子メールアドレス
 |
| 証拠（注5） | 添付別紙参照 |
| 発信者に示したくない私の情報（複数選択可）（注6） | 1. 氏名（個人の場合に限る）
2. 「権利が明らかに侵害されたとする理由」欄記載事項
3. 添付した証拠
 |
| 弁護士が代理人として請求する際に本人性を証明する資料の添付を省略する場合（注7） | □　私（代理人弁護士）が、請求者が間違いなく本人であることを確認しています。※　上記チェックボックス（□）にチェックしてください。 |

（注1）原則として、個人の場合は運転免許証、パスポート等本人を確認できる公的書類の写しを、法人の場合は資格証明書を添付してください。

（注2）URLの他、IPアドレス、タイムスタンプ（侵害情報が送信された年月日及び時刻）等、発信者の特定に資する情報を明示してください。

（注3）著作権、商標権等の知的財産権が侵害されたと主張される方は、当該権利の正当な権利者であることを証明する資料を添付してください。

（注4）法第４条3項により、発信者情報の開示を受けた者が、当該発信者情報をみだりに用いて、不当に当該発信者の名誉又は生活の平穏を害する行為は禁じられています。

（注5）証拠については、プロバイダ等において使用するもの及び発信者への意見照会用の２部を添付してください。証拠の中で発信者に示したくない証拠がある場合（注6参照）には、発信者に対して示してもよい証拠を意見照会用として添付してください。

請求者が著作権等又は商標権の権利者であること及び著作権等又は商標権侵害の事実に関して、プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会（以下「協議会」といいます）によって認定された信頼性確認団体がその内容を証した場合は、その旨記載して下さい。

P2Pによる権利侵害を理由として請求する場合であって、協議会によって認定されたシステムを用いたときは、当該システムの名称を記載するとともに当該システムに記録された発信元ノード（ユーザのPC等）のIPアドレス、ポート番号、ファイルハッシュ値、ファイルサイズ、ダウンロード完了時刻等のメタデータの出力結果及び当該システムを使用したことを証明する資料を添付して下さい。当該システムの特定方法の信頼性等に関して協議会が認定した技術的範囲に関する技術的資料の添付は不要です。

P2Pによる権利侵害を理由として請求する場合であって、協議会によって認定されたシステムを用いていない場合は、当該システムの名称を記載するとともに当該システムに記録された発信元ノード（ユーザのPC等）のIPアドレス、ポート番号、ファイルハッシュ値、ファイルサイズ、ダウンロード完了時刻等のメタデータの出力結果及び当該システムを使用したことを証明する資料を添付する他、請求者において、これらを特定した方法が信頼できるものであることに関する技術的資料等を提出して下さい。

（注6）請求者の氏名（法人の場合はその名称）、「管理する特定電気通信設備」、「掲載された情報」、「侵害された権利」、「権利が明らかに侵害されたとする理由」、「開示を受けるべき正当理由」、「開示を請求する発信者情報」の各欄記載事項及び添付した証拠については、発信者に示した上で意見照会を行うことを原則としますが、請求者が個人の場合の氏名、「権利が明らかに侵害されたとする理由」及び証拠について、発信者に示してほしくないものがある場合にはこれを示さずに意見照会を行いますので、請求者にてマスキングや削除を行い、その旨明示してください。なお、連絡先については原則として発信者に示すことはありません。

ただし、請求者の氏名に関しては、発信者に示さなくとも発信者により推知されることがあります。

（注7）（注1）の例外として、請求者の代理人が弁護士である場合において、当該代理人が、権利を侵害された者が本人であることを確認していることを表明する場合には、本人性を証明する資料の添付を省略することができます。

以上